

第23回小原四季桜まつり 小原ふれあい公園出店要項

開催日時:令和元年11月9日～11月30日

1. コンセプト

小原の魅力を全国に知ってもらい、おもてなしの心で気持ち良く旅をしていただくとともに、地域を盛りあげる産業の活性化をはかる。

2. 出店資格

- ・小原商工会、小原観光協会会員(1日出店者を除く)
- ・今年度四季桜愛護会に加入、参加すること(1日出店者を除く)
- ・暴力団関係者(役員が暴力団、暴力団員が経営に実質的な関与、暴力団に資金を供与など 社会的に非難される関係がある)の出店はできません。
- ・出店期間は、基本的にはまつり期間全日ですが、土日のみの出店も可能です。
- ・10月30・31日、12月1日に行うまつりの準備、片付けに参加をすること。

3. 出店について

- ・期間中の出店物は事前に申請許可されたものに限りします。
- ・出店や出店物に関する苦情又はトラブルに関して一切の責任を負いません。当事者で責任を持って対応すること。
- ・お客様に不快感を与えるような服装、言動及び態度をとらないようにすること。
- ・食器類は使い捨ての容器を使用すること。
- ・出店の際に発生したゴミ、残汁等は回収容器を設置し、各自持ち帰りのうへ処分すること。
- ・会場内の水道での器具の洗浄等を行わず、また排水溝に残汁等を流さないようにすること。
- ・店の看板・価格表示・不足する出店台・ゴミ収集表示等は、各店で用意すること。
- ・調理食品取扱店は、手洗い設備を設置すること。
- ・水は各自持ち込すること。
- ・商標・販売品表示ラベルは、各店で用意すること。
- ・駐車券の交付は、出店会場内には普通車1台又は軽自動車2台のみ駐車が可能。それ以外の車両は各自駐車場所を確保する事とし、会場内の一般用駐車場にはおかない。運搬車両進入券は別途2台以内交付します。
- ・毎朝各店から1名出役して会場内の清掃をすること。
- ・税務申告をすること。
- ・1日出店は1日1枠。

4. 出店ブース

- ・1 出店につき1 小間のみ申込み可

テント……1. 5間×2間(2.7m×3.6m) (1 日出店者はこの枠)

2間×3間(3.6m×5.4m)

- ・移動販売車出店可(車両の全体写真をあわせてご提出ください。)
- ・土日のみの出店は、お客様休憩所とします。
- ・テントの裏側もお客様は通りますのでテントまわりは清潔にすること。また、廻りがぬかるむため水をテント周辺に流さないこと。
- ・音や、臭い等でお客様や他のブースに迷惑にならないようにすること。
- ・テント内の準備は安全上11月8日(金)に行くこと
- ・まつり最終日の片付けは15時以降にすること。
- ・1 日出店者は準備、片付けは当日すること。

5. 火気の取扱い

- ・火気の取扱いは、各出店者で十分に注意して使用すること。
- ・主催者が安全指導を実施することがあります。また、消防署からの安全指導があった場合は、その指導に従うこと。

6. 消火器の設置

- ・各店で必ず消火器をご用意すること。火災が起きた場合、初期消火活動を行うため火気を扱わない出店者も用意すること。

7. 出店料

	一律	1日出店者(カッコ内は会員)
テント間口3.6m	30,000円 (1,500円/20日)	平日 3,000円(2,000円) 土日祝 5,000円(4,000円)
テント間口5.4m	50,000円 (2,500円/20日)	

レンタル費用

テントレンタル料(モダン装美で借りる場合)

- ・間口3.6m 25,000円(税抜)(90cm×180cmの机1つ付き)

- ・間口5.4m 35,000円(税抜)(90cm×180cmの机1つ付き)

机 追加:90cm×180cm 2,500円(税抜) 1日出店者;机レンタル 500円/日

8. 電気について(電気器具使用出店者)

- ・発電機の持ち込みを禁止しています。電源が必要な方は「出店者申込書」にて申請すること。

※電気引き込み工事料と電気料はまつり終了後徴収します。18,000円～30,000円程度

※1日出店者は500円/日

10. 安全管理・盗難防止

- ・販売員の来場、搬入については一般来場者の安全を確保する意味も含め8時～9時まで、退園時間は16時～17時までに行うこと。その時間以外の入退園は安全上ご遠慮下さい。
- ・各出店ブース内および搬入出時における出店物の保護・管理については、出店者自身で行うこと。また、天災、その他、不可抗力の原因により発生した事故(盗難、紛失、火災、損害等)について、主催

者はその損傷、賠償の責任を負いません。

- ・貴重品の盗難・紛失などによる損害については、一切責任を負いません。離席時、夜間の管理、必要に応じて各自で保険を掛けるなど、適切な対応を講じてください。
- ・野外の出店であることを十分に念頭に置いたうえで、開始時刻から終了時刻までの全期間を通じ、風・雨等の天候条件に合わせた対応及び盗難防止のための対応を自己責任で行ってください。

11. ルールの遵守

ルール違反、主催者の指示に従わないなどの場合、出店の中止をしていただく場合があります。その際、出店料の返還はいたしません。また、これによって生ずる損害や費用の増加、その他不測の事態については一切の責任を負いません。

12. 出店決定

応募多数の場合は以下の順により出店の優先順位を決定します。

1. 小原地区在住・事業所が小原地区にある方。
2. 豊田市在住・事業所が豊田市にある方。
3. まつり期間全日参加可能な方。
4. 小原地区の物を取り扱っている方。(野菜など)

その他、出店品などのバランスを考慮して出店可否を決定します。ブースの位置は出店の内容など考慮に入れ、小原観光協会が決定します。

13. 提出書類

- ① 出店申込書
- ② 誓約書(原本)
- ③ 飲食出店の場合・・・食品営業許可証(露店商営業許可)またはキッチンカー承認許可証のコピー
- ④ 食品加工品を販売の場合・・・飲食店営業許可か食品製造許可証のコピー

※愛知県内で許可証を取得したものに限り。販売品目すべての許可証が必要。

- ⑤ 移動販売車 全体写真 ※移動販売車の出店者のみ必要。

①～④の書類は、必ず申込締切日までにご提出をお願い致します。

期限までに書類のご提出がない場合は、ご出店をお断りする場合があります。

◆提出方法について

提出書類は窓口・郵送・FAX・メールにて受付致します。

※FAX・メールの場合も、誓約書は必ず原本を郵送又は窓口にて提出ください。

申込締切日 令和元年8月15日(木)必着

14. 応募結果

8月下旬に結果を通知します。なお結果内容について異議申立ては受け付けません。

出店可の通知が来た方は9月30日までに出店料を納付ください。

納付がない場合は出店の意志がないものとみなします。

豊田市小原観光協会

〒470-0531 豊田市小原町上平 441-1

TEL:0565-65-3808 FAX:0565-66-0015

E-mail:info@kankou-obara.toyota.aichi.jp